

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="379 457 1050 548">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="439 600 988 730">(建設関連業務) [地質・土質調査業務]</p> <p data-bbox="468 1356 964 1415">令和 5 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="510 1570 931 1640">宮城県土木部</p>	<p data-bbox="1635 457 2306 548">共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1694 600 2243 730">(建設関連業務) [地質・土質調査業務]</p> <p data-bbox="1724 1356 2220 1415">令和 4 年 1 0 月以降</p> <p data-bbox="1765 1570 2187 1640">宮城県土木部</p>	

共通仕様書（建設関連業務）〔地質・土質調査業務〕新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>第103条 受発注者の責務</p> <p>1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>3 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>第139条 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により雇用户等の雇用形態に応じ、雇用户等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>第141条 ウィークリースタンス等の推進</p> <p>1 受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、取組の内容を受発注者間で協議及び共有し、業務を進めていくこととする。 (取組内容)</p> <p>(1) 昼休みや午後4時以降開始の打合せは行わない。</p> <p>(2) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。</p> <p>(3) 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。</p> <p>(4) 作業内容に見合った作業期間を確保する。</p> <p>(5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない。</p> <p>(6) ワンデーレスポンスの対応の再徹底を図る。</p> <p>(7) 工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する。</p> <p>(8) 水曜日及び金曜日は定時の帰宅に心がける。</p> <p>(9) 定時間際、定時後の依頼、打合せを行わない。</p> <p>(10) 全各号のほか、受発注者間において確認の上決定した業務環境改善に関わる取組を行う。</p> <p>2 災害発生時等の緊急的な対応については、取組内容を対象外とし、その対処方法を取り決めるものとする。</p> <p>3 なお、取組方法については、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき実施すること。</p>	<p>第103条 受発注者の責務</p> <p>受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>第139条 保険加入の義務</p> <p>1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用户等の雇用形態に応じ、雇用户等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	

共通仕様書（建設関連業務）〔地質・土質調査業務〕新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>第203条 調査等</p> <p>5 検尺</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会もしくは遠隔現場のうねロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p>第4章 サウンディング</p> <p>第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）</p> <p>第404条 目的</p> <p>スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第405条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法））によるものとする。</p> <p>2 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。</p> <p>3 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。</p> <p>第406条 成果</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式 サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。</p>	<p>第203条 調査等</p> <p>5 検尺</p> <p>(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうねロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。</p> <p>第4章 サウンディング</p> <p>第2節 スウェーデン式サウンディング試験</p> <p>第404条 目的</p> <p>スウェーデン式サウンディング試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。</p> <p>第405条 試験等</p> <p>1 試験方法及び器具は、JIS A1221 によるものとする。</p> <p>2 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。</p> <p>3 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。</p> <p>第406条 成果物</p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A1221 により整理し提出するものとする。</p>	